

反社会的勢力排除に関する基本方針

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守いたします。

◆組織としての対応

当社グループは、反社会的勢力に対し、代表者以下組織全体として対応し、不当要求に対する役職員の安全を確保します。

◆外部専門機関との連携

当社グループは、反社会的勢力による不当な要求に備え、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を構築していきます。

◆取引を含めた一切の関係の遮断

当社グループは、反社会的勢力とは、取引関係（リコール・メーカー保証を除く）を含めて、一切の関係をもちません。
また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。

◆不当要求時における民事と刑事の法的対応

当社グループは、反社会的勢力による不当要求に対して、民事、刑事の両面からあらゆる法的対抗手段を講じて対応します。

◆不適切な取引や資金提供の禁止

当社グループは、反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引や資金提供は絶対に行いません。

平成28年 8月 24日 制定

平成28年 11月 24日 改正